

横浜市男女共同参画センター指定管理者評価基準【申請要項添付資料(5)】

【評定点の基準】
 3 審査の視点の基準を大きく上回っている
 2 審査の視点の基準を満たしている
 1 審査の視点の基準を満たしていない

項目	審査の視点	評定点	比重	配点	該当する申請要項
1 団体の状況					12
団体の理念、基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	3	2	6	-
経営状況	施設を継続的・安定的に運営できる財務状況となっているか。また、経営状況についてガバナンスが機能しているかどうか。	3	2	6	-
2 男女共同参画推進事業					108
(1) 必須事業	情報ライブラリを活用した男女共同参画に関する理解促進	3	2	6	業務の基準 1 (1)
	女性の経済的自立に資する支援	3	2	6	
	女性管理職育成支援	3	2	6	
	女性の健康支援	3	2	6	
	女性の理工系進路選択を進めるための取組	3	2	6	
	男女共同参画に関する理解促進のための取組	3	2	6	
	地域防災における男女共同参画の視点の浸透に関する取組	3	2	6	
	ジェンダーに起因する差別、暴力、生きづらさ等に対応する相談等の取組	3	2	6	
	DV相談支援センター業務	3	2	6	
	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	3	2	6	
	DV・ハラスメント・性暴力等の根絶に向けた取組	3	2	6	
必須事業以外の提案	3	2	6		
(2) 留意事項	市の広報ツールの積極的な活用も含め、効果的な広報を実施すること。	3	2	6	業務の基準 1 (2)
	オンラインやオンデマンドを積極的に活用し、利用者が講座や相談などを利用しやすい環境づくりに取り組むこと。	3	2	6	
	男女共同参画センターにアクセスしづらい層に向けた出前事業（アウトリーチ）に取り組むこと。	3	2	6	
	教育機関等と連携し、若年層に向けた取組を実施すること。	3	2	6	
	男女共同参画を推進する企業や団体等との連携、また区役所も含めた地域と連携した取組を実施すること。	3	2	6	
アウトカム指標等に基づく適切な事業評価を行うこと。	3	2	6		
3 経営及び管理・運営					39
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	3	1	3	業務の基準 3 (1)
	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	3	1	3	
(2) 施設の管理全般	事件・事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行う。	3	1	3	業務の基準 3 (2)
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	3	1	3	申請要項 4 (7)イ(4),ウ(4)
(4) 本市の施策を踏まえた運営	ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。	3	1	3	申請要項 4 (7)ウ(4),ウ(5),ウ(6)
	市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	3	1	3	申請要項 4 (7)ウ(4)
(5) 組織運営・職員配置の方針と計画	施設が円滑に管理運営され、施設のポテンシャルを最大限に発揮できる効果的・効率的な組織運営と職員配置が計画されているか。	3	1	3	申請要項 4 (5)ア
(6) 職員の人材育成・専門性向上の方針と取組	施設の特性や専門性を踏まえ、将来を見据えた体系的・計画的な人材育成が行われる内容となっているか。	3	1	3	申請要項 4 (5)ア
(7) 個人情報保護・情報公開の方針と取組	個人情報の適正な収集と管理が行える内容であり、取組に具体性があるか。	3	1	3	申請要項 4 (7)ウ(7)
	積極的な情報公開が行える具体的内容となっているか。	3	1	3	申請要項 4 (7)ウ(4)
(8) 緊急時の体制と対応計画	施設における事故や災害時の対応が的確に行われるよう計画されており、定期的な訓練が盛り込まれているか。	3	1	3	業務の基準 4 (1),(2)
	事故発生時や緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり適切か。	3	1	3	業務の基準 4 (1),(2)
	横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	3	1	3	申請要項 4 (7)ウ(3)
4 収支計画					6
(1) 利用料金等収入増への取組等	利用料金等の収入計画が適切であり、具体的・効果的、かつ実現可能な内容であるか。	3	1	3	業務の基準 2 (1),(2)ア
(2) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	3	1	3	-
合計				165	